

○桑名市子ども読書活動推進協議会要綱

平成24年4月26日
教育委員会告示第6号

改正 平成26年2月18日教委告示第11号
平成27年2月19日教委告示第7号
平成29年3月28日教委告示第8号
平成30年3月29日教委告示第6号
令和6年3月27日教委告示第4号

注 令和6年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「計画」という。)を総合的に推進するため、桑名市子ども読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の推進に係る事項
- (2) 子ども読書活動の推進に向けた取組みに係る事項
- (3) その他子ども読書活動に係る事項

(委員)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる関係機関等に所属する者のうちから、桑名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が参加を求める。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校又は中学校
- (3) 社会教育団体
- (4) 読書活動推進団体
- (5) 保育所(園)又は幼稚園
- (6) 公募により選任した者
- (7) その他教育委員会が認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会の進行を司る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 教育委員会は、会議の内容に関し必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課及び教育委員会事務局学校支援課において行う。

(令6教委告示4・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月18日教委告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月19日教委告示第7号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教委告示第8号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委告示第6号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日教委告示第4号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。